

- 入院後、情報収集のため本人や家族を訪問する
- 必要に応じ、病院スタッフから情報収集する
- そのうえで病院スタッフと情報交換しながら必要によってはカンファレンスに参加する
- 必要に応じ、カンファレンスに参加する
- 本人・家族への病状説明
- （可能なら）本人・家族への病状説明の場に参加
- 入院医療機関から渡された「入院診療計画書」等を確認
- 入院医療機関へ
- 提出した在宅情報で伝えきれていない情報を提供する
- 介護保険要介護認定申請（区分変更）の相談時期についても検討する
 - ・急性期を過ぎて容態が安定してきた頃に相談する
 - ・入院前の状態に回復することが難しいと判断される場合は申請を検討する
 - ・医療機関支援担当者にも相談する
 （転院が予定されている場合は転院後の申請でも構わない場合があります）

※ 「慌てて申請」が取り越し苦労を生むことがあります。
少し落ち着いて区分変更申請について検討しましょう。

医療的対応・処置がどの程度行われているか確認しましょう。
主な状態別に準備が必要なもの、方法等について備えましょう。

褥瘡 経管栄養 在宅酸素療法 喀痰吸引や吸入 点滴
留置カテーテル 中心静脈栄養 ストマ 透析

治療材料 衛生材料 栄養剤



治療材料、衛生材料、栄養剤などは医療保険が適用されるものと適用外のものがあります。予め確認を行ないましょう。

- 医師が作成する「入院診療計画書」をもとに病棟看護師及び退院支援看護師、MSWと協働してカンファレンスを実施し「入退院支援計画書」を作成する
- ケアマネジャーへ情報提供を行い相談支援を開始する
- 入院前に利用していた介護サービス等と現状を考え、今後使用が予想される介護サービス等を共有する（検討した内容に応じてケアマネジャー等もカンファレンスに参加する）
- 介護保険要介護認定申請（区分変更）の相談時期についても検討する
 - ・急性期を過ぎて容態が安定してきた頃に相談する
 - ・入院前の状態に回復することが難しいと判断される場合は申請を検討する
 - ・担当ケアマネジャーにも相談する
 （転院が予定されている場合は転院後の申請でも構わない場合があります）

※ 「慌てて申請」が取り越し苦労を生むことがあります。
 少し落ち着いて区分変更申請について検討しましょう。

既に介護保険要介護認定を受けている方の介護保険証には、居宅介護（予防）支援事業所名が記載されています。速やかにケアマネジャー等と連絡を取り情報共有に努めましょう。ご本人・ご家族の意向確認、入退院支援スクリーニング、「医療と介護の情報提供書（在宅情報）」等をもとに退院を妨げる問題点等についてアセスメントを行い、退院支援が必要な方について情報の共有を行きましょう。

主な状態別に準備が必要なもの、方法等について備えましょう。

褥瘡 経管栄養 在宅酸素療法 喀痰吸引や吸入 点滴 透析

留置カテーテル 中心静脈栄養 ストマ

治療材料 衛生材料 栄養剤

この時点で行われるカンファレンスは、退院後の方針を決定するものではありません。あくまで情報共有をして問題点・解決策を検討する場です。

